

生駒市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を請求人に対して通知したので、これを公表する。

平成21年5月19日

生駒市監査委員 藤 本 勝 美
生駒市監査委員 井 上 圭 吾
生駒市監査委員 井 上 充 生

第1 監査の請求

1 請求人

2 請求書の提出

平成21年3月23日

第2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面によれば、本件請求の要旨は次のとおりである。

1 請求の対象行為

生駒市が、生駒市自治振興補助金交付要綱（平成20年4月1日施行。以下「交付要綱」という。）に基づき、自治振興補助金（以下「補助金」という。）として平成20年7月15日に西松ヶ丘自治会に交付した前期分546,900円（以下「本件補助金」という。）につき市長が全部又は一部の返還請求をしないこと。

2 対象行為が違法又は不当であることの理由

生駒市が西松ヶ丘自治会に支出した本件補助金について、西松ヶ丘自治会が、自治会長活動費として、実費ではなく、平成19年度末で既に廃止となった自治会長活動交付金の計算の例によって算出した金額151,800円を前西松ヶ丘自治会長に支出したことは、既に廃止された自治会長活動交付金として支出するものであり、市の交付要綱に反する不適切で違法な支出であり、市長が交付要綱に基づき西松ヶ丘自治会に補助金の全部又は一部の返還請求をしないことが違法・不当である。

3 求める措置内容

西松ヶ丘自治会に対して支出した本件補助金の一部151,800円、又は本件補助金の全額の返還を交付要綱第6条に基づき、西松ヶ丘自治会に求めるよう市長に勧告することを、監査委員に対し求める。

第3 請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、平成21年4月7日にこれを受理した。

第4 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定により、平成21年4月10日に陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から新たな証拠の提出及び請求内容の補足説明があった。

2 監査の対象事項

本市から、本件補助金の交付を受けた西松ヶ丘自治会が、前西松ヶ丘自治会長に、実費ではなく、平成19年度末で廃止となった市の自治会長活動交付金の計算の例によって算出した金額151,800円を支払ったことが市の交付要綱に反する違法又は不当な行為であり、市長が西松ヶ丘自治会に補助金の全部又は一部の返還請求をしないことが違法又は不当かどうかを監査の対象とした。

3 監査の対象部局等

生駒市市長公室市民活動推進課を監査対象とし、必要な資料の提出を求め監査を行った。

第5 監査の結果

本件請求については、次のとおり決定した。

1 事実関係の確認

本件請求書及び提出された事実証明書並びに監査対象課から提出された資料等に基づき、次のように事実を確認した。

(1) 補助金の交付額算定基準等について

自治会に対する補助金の交付を定めた交付要綱第1条は、本市の行政の円滑な推進に資するため、本市の各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等住み良い地域社会づくりに寄与している自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する、と定めている。

また、交付要綱第2条では、補助金の交付対象者は、生駒市自治連合会に属する自治会と定めている。

補助金の交付額算定基準は交付要綱第3条に次のとおり定められている。

4月1日現在において存在する自治会

均等割額 1自治会につき年額160,000円

世帯割額 4月1日現在における当該自治会の世帯数に1,150円を乗じて得た額

西松ヶ丘自治会には、交付要綱に基づき、次のとおり本件補助金が交付された（同自治会の世帯数は812世帯）。

前期分	支出日	平成20年7月15日
	均等割額	80,000円
	世帯割額	466,900円
	合計支出額	546,900円

(2) 会長活動交付金について

自治会等に対する補助は、従前は、自治会の活動への補助として自治会に対し自治振興補助金、市と自治会とのパイプ役として各種行政事務への協力や連絡調整等を行う自治会長に対し自治会長活動交付金をそれぞれ交付していた。しかし、自治会長が行う自治会固有の活動と市の各種行政事務への協力活動や連絡調整活動とは密接な関係があり、切り離しにくくなっていることなどを勘案し、平成20年4月1日以後は、上記自

治振興補助金と自治会長活動交付金を一本化し、自治会に対し補助金として交付することとなった。ただし、交付される補助金額は、従前の自治振興補助金と自治会長活動交付金を合算した額である。

なお、従前の例による会長活動交付金の交付額算定基準は次のとおりであった。

4月1日現在において存在する自治会

均等割額 自治会長1人につき年額60,000円

世帯割額 4月1日現在における当該自治会の世帯数に300円を乗じて得た額

上記算定基準に基づき西松ヶ丘自治会における会長活動費を算出した場合、303,600円となり、その半額151,800円が、前期分として同自治会から前西松ヶ丘自治会長に支出されている。なお、同自治会の平成20年度の予算では、「役員経費補助」の一部として「会長活動交付金300,000」円が歳出の部に計上されている。

(3) 補助金の返還について

交付要綱第6条において、市長が既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる場合を次のとおり定めている。

(1) この要綱に違反したとき、又は前条の規定により市長が付した条件（前条では、「市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは条件を付すことができる。」と規定されている。）に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 自治会の役割と補助金の目的等について

自治会は、地域住民の自主的な意思による総意に基づき、地域をより住み良くするために結成された任意の団体であり、地域内での情報伝達、防災、防犯、防犯灯の設置・管理、交通安全、地域の清掃、ゴミ置き場の管理、自治会館・集会所の管理、地域住民の親睦、子供会や老人会などの各種クラブ・団体の支援、行政との連絡調整など極めて多岐にわたる活動を行っており、地域福祉の増進や地域コミュニティの形成に大きな役割を果たしている。

生駒市においては、現在、各地域に123の自治会があり、地域によって異なるが加入率は全市平均で83.64パーセント（平成21年4月1日現在）となっている。自治会加入率は、住民生活の多様化から、わずかずつ年々減少傾向にあるが、現在においても地域の大多数の住民が加入している組織である。

補助金は、地域住民にとって健全なコミュニティが育成されるよう、自治会の活動を支援し、振興する一助として交付されているものであり、あくまでも全般的な自治会活動を行う際の経費の一部を補うものであるため、交付要綱においてもその用途を細部にわたって規定はしていない。

なお、各自治会には会計監査や総会などがあり、交付された補助金は、各自治会の責任において管理されている。

2 判断

本市では、交付要綱において、行政の円滑な推進に資するため、本市の各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等住み良い地域社会づくりに寄与している自治会に対し、補助金を交付すると定め、議会における予算の議決を得て、市内の自治会に均等割と世帯割で補助金の交付をしている。この交付は住民による良好な地域コミュニ

ティの形成を支援する趣旨に基づくものであり、補助金は、自治会の特定の事業活動を補助するためのものではなく、自治会活動全般を支援しその活動を行う際の経費の一部を補うものであって、その使途はそれぞれの自治会の独自性を尊重して自治会において決定されるべき事項であり、その使途が著しく不当でない限り、補助金の交付の趣旨、目的を逸脱しない範囲において、それぞれの自治会の自由裁量に委ねられているものとする。

また、交付要綱において、平成20年4月1日以後は、従前の自治振興補助金と自治会長活動交付金を一本化し、自治会に対し補助金として交付することとする改正がなされているが、補助金の交付額は、従前の自治振興補助金と自治会長活動交付金を合算した額であり、当該改正が自治会の判断により従前の例による自治会長活動費を自治会長に支給することまでを否定しているものではない。

したがって、西松ヶ丘自治会が自治会長活動交付金を予算化した上で、実費ではなく、従前の自治会長活動交付金の計算の例によって算出した一定額を前自治会長に支出した行為は、直ちに交付要綱に反する行為であるとは認められず、市が西松ヶ丘自治会に本件補助金の返還を求めるべきとの請求人の主張は、認めることは出来ない。

以上のとおりであるので、本件請求を棄却する。